

枚方市人事行政の運営等の状況の公表
令和元年度

枚方市人事行政の運営等の状況の公表について

市は、平成16年8月1日に地方公務員法の改正法が施行されたことに伴い、平成17年3月に「枚方市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を制定し、同年4月に施行しました。これは、人事行政の運営等の状況をお知らせすることにより、人事行政の公正性と透明性を高めることを目的としたものです。

市はこれまで、平成13年12月に策定した第2次行政改革推進実施計画を引き継ぐとともに、一層踏み込んだ構造改革の具体化を図るため、平成18年3月に策定した構造改革アクションプラン(平成23年4月改定)に基づき、平成25年4月までに普通会計で700人、特別・企業会計で70人を削減する(平成16年4月比)目標を設定しました。この削減目標は、計画策定時に想定されていなかった増員要素を踏まえれば、達成したところでした。

その後も平成26年4月の中核市移行を見据え、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに的確に対応するとともに、将来新たに直面する行政課題に柔軟かつ的確に対応できる人員体制を確保しつつ、「枚方市新行政改革大綱」(平成24年12月に策定)に示す事務事業の見直しや効率化を進めていくため、平成30年3月に「枚方市職員定数基本方針」(平成26年3月策定)を改訂し、より一層の職員数の適正化と総人件費の抑制に取り組みました。

各機関における取り組み

教育委員会では、平成28年度から順次、図書館分館について指定管理者制度の導入を進めてきましたが、令和2年7月のリニューアルオープンに合わせた香里ヶ丘図書館への導入をもって、全ての図書館分館への指定管理者制度の導入が完了しました。また、学校運営に係る業務においては、引き続き、より効果的・効果的な人員配置の検討を進めていきます。

上下水道事業では、平成23年4月の上水道・下水道事業の組織統合以降、事業運営の効率化を図ってきました。また、業務の見直しや民間活力の導入などを進め、職員数の適正化に取り組むとともに、特に専門性が要求される業務については、セーフティネットの確保に向けた職員配置に努めてきました。

平成28年4月には、上水道・下水道事業を一体的に捉えた実質的な統合となる機構改革を行いました。その後も、安定した上水道・下水道事業の継続に向けて、直面する課題に対応していくための執行体制を整えるとともに、上下水道局内の連携・協力体制の強化や、緊急出動班の整備などの危機管理体制の強化を図っています。今後も、効果的・効果的な上下水道事業の運営に努めるとともに、これまで培ってきた必要な技術が継承されるよう人材育成に取り組んでいきます。

病院事業では、平成29年3月に策定した「市立ひらかた病院改革プラン」に基づき、病床利用率や救急搬送応需率などの数値目標の達成に向けて引き続き取り組むとともに、令和2年3月には同プランが策定から3年が経過することから、経営改善の取り組みの進捗状況などについて実績や状況の変化を踏まえつつ検証を行い、必要に応じて修正を行うなど新たな数値目標を設定し、改善に向け取り組んでいくこととしました。

平成31年4月には、消化器内科と消化器外科を一本化した「消化器センター」を本格稼働させるとともに、本院の緊急経営改善チームと専門知識を持った経営コンサルタントによる、各診療科医師とのミーティングを実施し、基準となる診療科ごとの目標数値の達成に向けた取り組みや課題等について議論を進め、経営改善に努めました。

また、年度末に発生した新型コロナウイルス感染症について、感染症指定医療機関としての責任を果たすべく尽力しました。今後も、医師等の必要な人員を確保することで、診療体制の充実を図りつつ、効果的・継続的な収益改善の取り組みを進めています。

市全体としては、枚方市職員定数基本方針に基づき、新行政改革実施プラン(平成28年3月策定)に掲げる事務事業の見直しや民間活力の活用、技能労務職員の適正配置に向けた取り組み等により、職員数と総人件費の適正化を図りました。また、メリハリのある人事給与制度の構築を目的に、人事行政制度調査審議会(平成29年4月設置)からの答申を踏まえ、行政職給料表の構造や管理職手当の見直し、現給保障の整理等を行いました。今後も引き続き、新たな行政需要等を踏まえながら、簡素で効果的な行政運営のあり方について検討・検証を積み重ね、職員数と総人件費の適正化に取り組んでいきます。

なお、この公表の内容のうち、給与・定員管理に関するものは、総務省より提供のあった共通の公表様式(公務員部長通知 令和2年3月19日 総行第5号)を基本として公表しています。

I 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

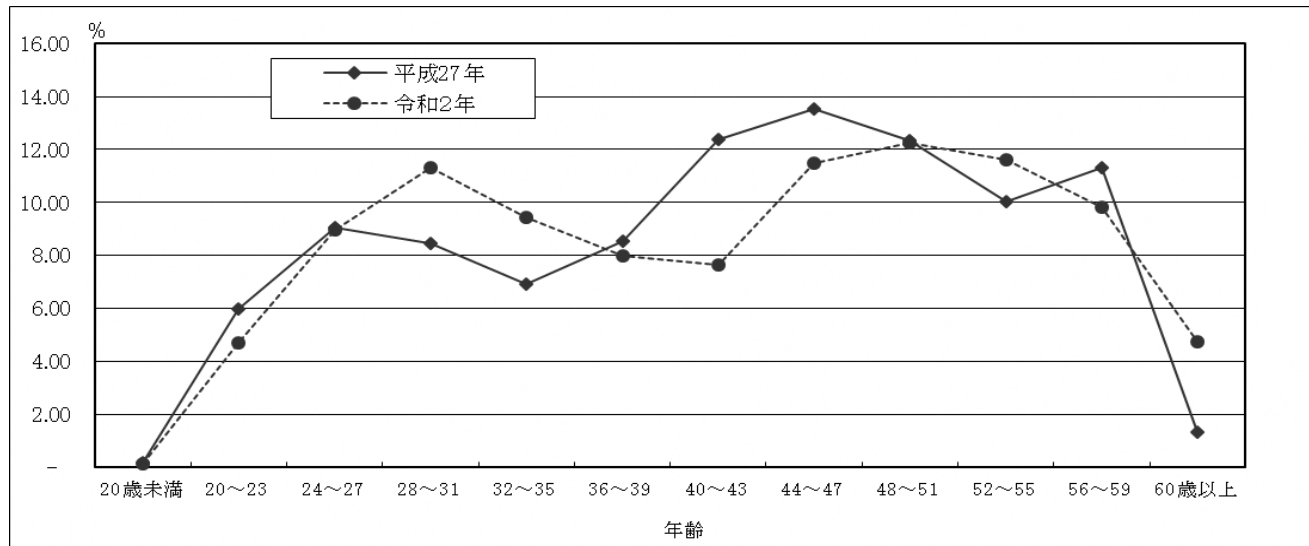
(単位:人)

部門	区分	職員数		対前年	令和元～2年の主な増減理由
		令和元年	令和2年		
普通会計部門	議会	19	19	0	-
	総務・企画	353	348	△ 5	企画開発業務の組織改編(減)
	税務	105	103	△ 2	税務業務の体制見直し(減)
	民生	645	648	3	保育所業務の体制充実(増)
	衛生	392	385	△ 7	ごみ収集業務の体制見直し(減)
	労働	4	4	0	-
	農林水産	11	10	△ 1	農業一般業務の体制見直し(減)
	商工	11	9	△ 2	商工一般業務の組織改編(減)
	土木	241	239	△ 2	土木一般業務の体制見直し(減)
	計	1,781	1,765	△ 16	<参考>人口1万人当たり職員数 44.0人 (中核市58市の人口1万人当たり平均職員数 45.8人(※令和元年度実績))
	教育部門	402	417	15	小学校業務の体制充実(増)
小計	2,183	2,182	△ 1	<参考>人口1万人当たり職員数 54.4人 (中核市58市の人口1万人当たり平均職員数 54.8人(※令和元年度実績))	
公営企業等会計部門	病院	459	488	29	研修医の職の整理等(増)
	水道	93	91	△ 2	水道業務の体制見直し(減)
	下水道	111	112	1	下水道事業の体制充実(増)
	その他	79	76	△ 3	国保事業の体制見直し(減)
	小計	742	767	25	
定員管理調査合計		2,925	2,949	24	<参考>人口1万人当たり職員数 73.5人
[]内は 条例定数の合計		[3,153]	[3,153]	-	-

[注] 定員管理調査とは総務省が毎年4月1日に行う地方公共団体を対象とした職員構成等の調査をいいます。

(2) 年齢別職員構成の状況

次のグラフは平成27年と令和2年の年齢別構成比を示したものです。



(単位:人)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	
平成27年	5	170	257	240	197	243	
令和2年	4	138	264	334	278	235	
区分	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
平成27年	352	385	351	286	322	38	2,846
令和2年	225	339	361	342	289	140	2,949

[注] 各年4月1日現在の定員管理調査の職員数を使用しています。

(3) 職員数の推移

(単位:人)

部門別	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	過去5年間の増減数(率)	
一般行政部門		1,808	1,767	1,791	1,779	1,781	1,765	△43	△2.4%
教育部門		344	377	400	391	402	417	73	21.2%
普通会計計		2,152	2,144	2,191	2,170	2,183	2,182	30	1.4%
公営企業等会計計		694	712	731	740	742	767	73	10.5%
総合計		2,846	2,856	2,922	2,910	2,925	2,949	103	3.6%

[注] 各年4月1日現在の定員管理調査の職員数を使用しています。

(4) 職種別職員数(令和2年4月1日現在)

(単位:人)

職種名		人数	うち女性数
事務職員	事務員	930	344
	福祉主事	69	33
	児童指導員	1	1
	図書館司書	28	12
	体育指導員	2	1
	保育士	223	218
	心理相談員	2	2
	家庭児童相談員	3	3
	発達相談員	1	1
	臨床心理士	13	13
	医療ソーシャルワーカー	1	-
	小計	1,273	628
技術職員	土木技術者	205	8
	建築技術者	67	17
	機械技術者	27	1
	化学技術者	32	6
	電気技術者	27	-
	設備技術者	-	-
	運転手	12	-
	運転手兼作業員	12	-
	作業員	178	1
	調理員	65	39
	用務員	8	5
	校務員	20	10

(単位:人)

職種名		人数	うち女性数
技術職員	水道現業員	14	-
	行政的放射線技師	2	-
	行政的保健師	71	71
	行政的看護師	21	21
	行政的獣医師	8	5
	行政的薬剤師	12	7
	行政的作業療法士	5	1
	行政的歯科衛生士	2	2
	行政的理学療法士	6	2
	行政的言語聴覚士	1	1
	助産師	11	11
	看護師	282	272
	准看護師	2	2
	放射線技師	18	6
	検査技師	17	8
	薬剤師	19	13
	管理栄養士	19	18
その他医療技術者	15	4	
小計	1,178	531	
その他	医師	60	9
	教諭	20	20
	指導主事	44	15
小計	124	44	
合計	2,575	1,203	

[注]各任命権者分及び外郭団体等への派遣職員分を含みます。

※任命権者とは、職員の任命、休職、免職、懲戒等人事権を有している者をいいます。枚方市では、市長、教育委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者、市議会議長などがあります。

(5) 補職別職員数(各年4月1日現在)

(単位:人)

補職名	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	人数	うち女性数	人数	うち女性数	人数	うち女性数
理事級	3	-	3	-	-	-
部長級	22	3	21	4	18	4
参事級	4	-	4	-	5	-
次長級	47	11	39	9	37	10
室長級	-	-	3	-	5	-
副参事級	11	2	4	2	3	2
課長級	125	21	129	24	124	24
主幹級	11	1	8	1	7	1
課長代理級	280	83	269	74	270	76
副主幹	6	-	8	1	10	1
係長級	553	196	523	184	517	183
主任(主査級)	31	23	29	21	30	24
主任	798	419	786	409	841	461
一般職員	583	369	635	420	584	373
その他	119	42	118	41	124	44
計	2,593	1,170	2,579	1,190	2,575	1,203

[注1]各任命権者分及び外郭団体等への派遣職員分を含んでいます。

[注2]「係長級」には監督を、「主任」には班長・副班長・看護主任を含みます。

[注3]「その他」は、一般行政職員になじまない医師、教諭及び指導主事について計上しています。

(6) 人事発令状況について(機関別・令和元年度)

次表は、令和元年度中に行った、採用、退職、休職、復職等の件数を表したものです。
(単位:件)

機関名	採用	異動	休職	復職	退職	育休
市長部局	70	390	21	14	50	86
市立ひらかた病院	40	53	6	2	31	37
上下水道局	5	52	3	2	5	2
市議会事務局	-	4	-	-	2	3
教育委員会	13	63	5	2	24	7
監査委員事務局	-	1	-	-	1	1
選挙管理委員会事務局	-	2	-	-	-	-
農業委員会事務局	-	3	-	-	-	-
計	128	568	35	20	113	136

[注1] 育休には部分休業、育児短時間勤務を含みますが、取り消し及び期間変更の発令は含んでいません(再度者を含む)。

[注2] 退職には死亡者は含んでいません(発令を伴わないため)。

[注3] 府等との人事交流による派遣は除いています。

(7) 職員採用試験実施状況(令和元年度)

職員の採用については、地方公務員法において競争試験又は選考によるものとして定められています。令和元年度の採用試験の実施状況については次のとおりです。

(単位:人)

職種	応募者数	受験者数	合格者数
事務員	372	331	19
事務員(身体障害者対象)	9	8	2
土木技術者	16	15	7
建築技術者	11	10	2
機械技術者	4	4	-
保育士	63	62	17
行政的保健師	15	13	3
行政的看護師	10	8	1
管理栄養士	36	27	3
臨床心理士	7	6	2
看護師	55	54	29
臨床検査技師	14	12	3
薬剤師	2	2	1
幼稚園教諭	14	14	4
計	628	566	93

[注1] 各任命権者分を含みます。

[注2] 事務員は、大学卒・大学卒以外に福祉などの有資格者も対象としています。

[注3] 事務員(身体障害者対象)は、身体障害者手帳に記載の身体障害者等級表による等級が1級～4級までの人を対象としています。

[注4] 土木技術者・建築技術者・機械技術者は、大学卒・大学卒以外・資格者・民間企業等実務経験者を対象としています。

II 職員の人事評価の状況

評定の状況(総合評価制度(勤務評価制度及び目標管理制度))

総合評価制度は、職員の勤務姿勢、職務遂行能力及び成果・実績を的確に把握し、かつ、適正に評価し、その結果を異動・昇任・給与反映などに活用することで、職員の意識改革を図り、やる気を高めるなど、本市における人材育成の基盤と位置づけています。このような中、非管理職員も含め全職員を対象に評価結果を給与に反映しているところであり、さらにメリハリの利いた人事給与制度の構築をめざし、管理職員においては平成28年度より勤勉手当成績率の反映割合の拡充を行うとともに、非管理職員においても平成29年度からの拡充及び厳格な運用に向け制度見直しを行いました。また、平成29年度から任期付職員、一般職非常勤職員についても、総合評価制度を実施しています。

令和元年度から、非管理職員に対しても業績評価の要素を反映するとともに、評価項目の評価基準を3段階から4段階に変更する等の制度見直しを行ったところであり、引き続き、制度の客観性、納得性のさらなる向上に取り組めます。

Ⅲ 職員の給与の状況

市職員の給与は、「地方自治法」、「地方公務員法」や議会の議決を経て定めた「枚方市職員給与条例」などの法令のほか、給与関係の規則などにに基づき支給されます。

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (令和2年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)30年度 の人件費率
令和元年度	401,074人	1,354億9,353万円	16億5,494万円	207億9,779万円 (204億2,502万円)	15.3%	16.3%

〔注1〕 人件費とは、職員に対して支給する給与だけでなく、市長、市議会議員などの特別職に支給する給料や報酬を共済費(社会保険料の事業主負担分)なども含んだ経費です。

〔注2〕 人件費の()内の数値は、投資的経費に係る人件費を含んでいません。

〔注3〕 普通会計とは、地方財政状況調査における決算統計上の会計区分で一般会計と一部の特別会計を合わせたものです。

〔注4〕 上記人件費の各項目は、1万円未満を四捨五入しています。

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与 費B/A	
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和元年度	2,083人	74億5,340万円	22億7,124万円	32億8,786万円	130億1,250万円	626万円	
【 参 考 値 】							
		給与費				一人当たり給与 費C/A	類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 C		
		84億2,440万円	25億393万円	35億9,367万円	145億2,200万円	697万円	641万円

【参考】令和2年度一般会計予算

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与 費B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和2年度	1,885人	71億2,196万円	20億5,694万円	31億8,423万円	123億6,313万円	656万円

〔注1〕 令和元年度の職員数は、短時間勤務職員及び再任用職員を除いた人数です。

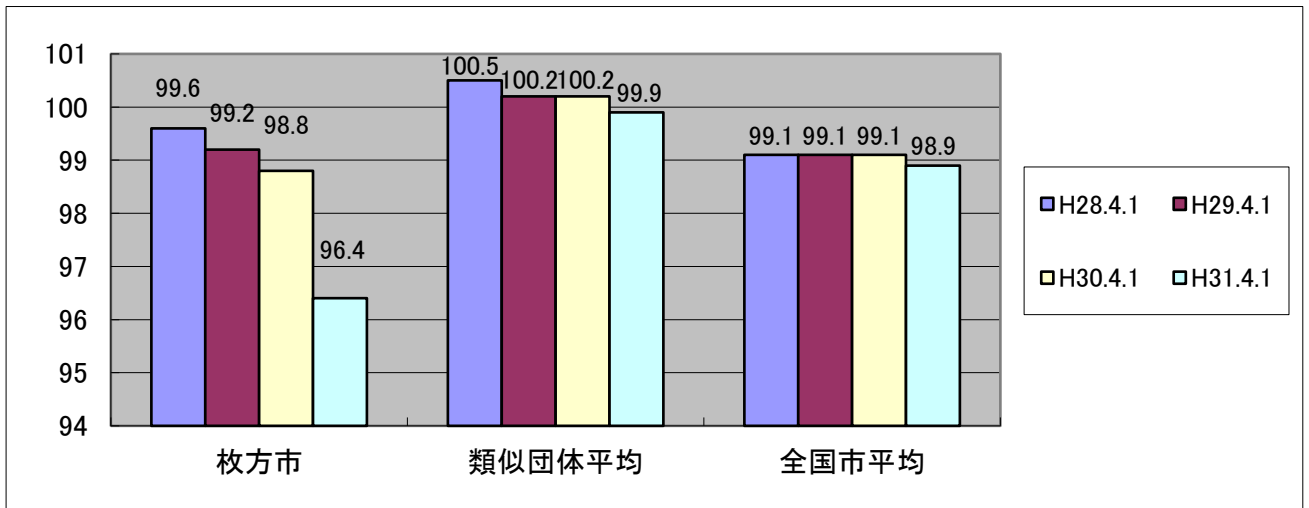
〔注2〕 令和元年度の【参考値】は、総務省が指定した共通の様式に基づき短時間勤務職員の給与を含むものであるため、一人当たり給与費(C/A)の欄については、短時間勤務職員分を含んだ給与費を、短時間勤務職員を含まない職員数で除した金額となっています。

〔注3〕 令和2年度の職員数は、一般会計予算に占める正職員の人数です。

〔注4〕 一般会計予算とは、歳入歳出予算のうち、特別会計(国民健康保険など)と企業会計(上下水道及び市立ひらかた病院)を除いたものをいいます。

〔注5〕 上記給与費の各項目は、1万円未満を四捨五入しています。なお、職員手当には、退職手当を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況



[注1] ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

[注2] ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給率）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

[注3] 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施]

実施内容
 (給料表の改定実施時期)
 平成27年4月1日
 (内容)
 行政職給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。50歳台後半層においては最大4%引下げ。国どおり3年間(平成30年3月31日まで)、平成27年3月31日の給料月額を支給する経過措置を実施。
 他の給料表についても、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。一部激変緩和のため減額措置を講じて、令和2年3月31日まで経過措置を実施。

②地域手当の支給割合の見直し

[本市では国基準10%と支給割合は変わらないため、見直しは実施していません。]

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成31年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
枚方市	43.8 歳	312,319 円	451,145 円	378,702 円
大阪府	42.3 歳	320,485 円	431,863 円	376,449 円
国	43.4 歳	329,433 円	—	411,123 円
類似団体	41.8 歳	319,221 円	414,070 円	364,521 円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	年収ベース 試算値(B)
枚方市	46.8 歳	206 人	300,514 円	394,538 円	344,389 円	6,325,533 円
うち 清掃職員	47.7 歳	104 人	306,230 円	424,090 円	350,690 円	6,726,880 円
うち 学校給食員	44.9 歳	37 人	291,016 円	366,310 円	335,267 円	5,925,447 円
うち 用務員	52.8 歳	20 人	309,518 円	358,466 円	348,390 円	5,962,106 円
うち 自動車運転手	- 歳	- 人	- 円	- 円	- 円	- 円
大阪府	53.3 歳	478 人	315,757 円	392,585 円	364,943 円	6,408,820 円
国	50.9 歳	2,431 人	287,312 円	—	329,380 円	—
類似団体	49.8 歳	215 人	329,746 円	399,082 円	362,456 円	—

民 間 ※1				参考		民 間 ※2		参考
対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (C)	年収ベース 試算値(D)	A/C	B/D	平均年齢	平均給与月額 (E)	A/E
廃棄物処理業従業員	45.9 歳	296,600 円	4,102,900 円	1.43	1.64	—	—	—
調理士	42.2 歳	280,700 円	3,750,600 円	1.30	1.58	—	—	—
用務員	55.6 歳	211,600 円	2,883,400 円	1.69	2.07	49.1 歳	259,030 円	1.38
自家用乗用自動車運転者	57.7 歳	271,700 円	3,579,000 円	-	-	54.9 歳	372,475 円	-

③ 教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
枚方市	35.3 歳	281,635 円	356,673 円
大阪府	38.5 歳	335,755 円	408,063 円
類似団体	39.0 歳	309,940 円	364,894 円

[注1] 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

[注2] 「民間 ※1」は、賃金構造基本統計調査において公表されているデータ(企業規模10人以上の事業所を対象)を使用しています(平成28～30年の3ヵ年平均)。なお、このデータでは民間の類似職種について、常時勤務する従業員のうち期間を定めず雇用されている者も対象としているため、正社員でない従業員を含み、年齢は問われていません。このため、本市技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致するものではありません。

[注3] 「民間 ※2」は、令和元年大阪府「職員の給与等に関する報告及び勧告」で公表されている平成31年職種別民間給与実態調査(企業規模50人以上かつ、事業所規模が50人以上の民間事業者を対象)の「きまって支給する給与」の額を使用しています(平成31年4月分)。

[注4] 年収ベースの「公務員(B)」及び「民間(D)」のデータの額については、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えたものです。

(2) 職員の初任給の状況(平成31年4月1日現在)

区 分		枚方市	大阪府	国
一般行政職	大 学 卒	192,060 (194,000) 円	182,800 円	総合職 185,200 円 一般職 180,700 円
	高 校 卒	162,558 (164,200) 円	148,500 円	148,600 円
技能労務職	中・高卒	159,786 (161,400) 円	153,267 円	—

〔注1〕平成24年4月1日より技能労務職給料表を新設しました。

〔注2〕枚方市の()内の額は、平成31年1月から平成31年4月まで実施した給与減額措置がないとした場合の初任給の額です(減額前の額)。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(令和2年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	260,029 円	321,083 円	381,244 円	391,483 円
	高 校 卒	231,200 円	325,500 円	351,813 円	369,800 円
技能労務職	高 校 卒	228,240 円	308,100 円	331,025 円	336,745 円

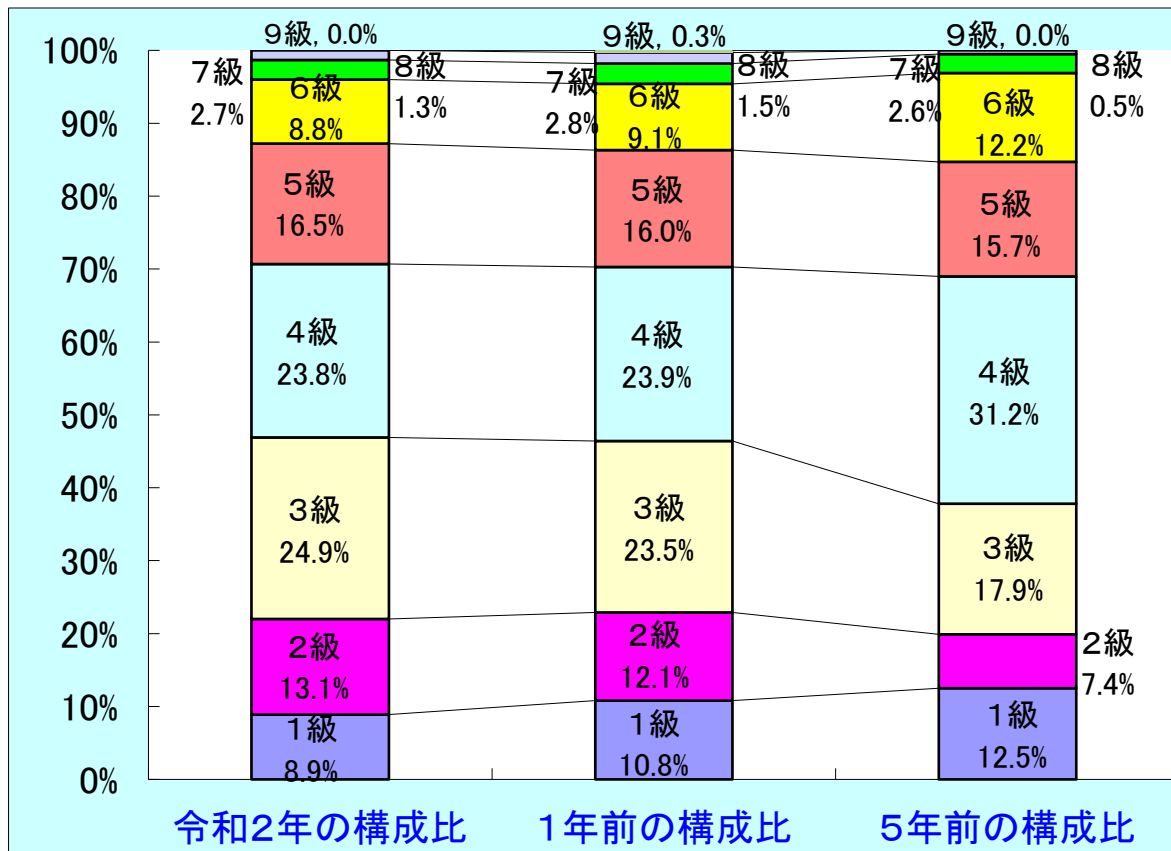
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和2年4月1日現在)

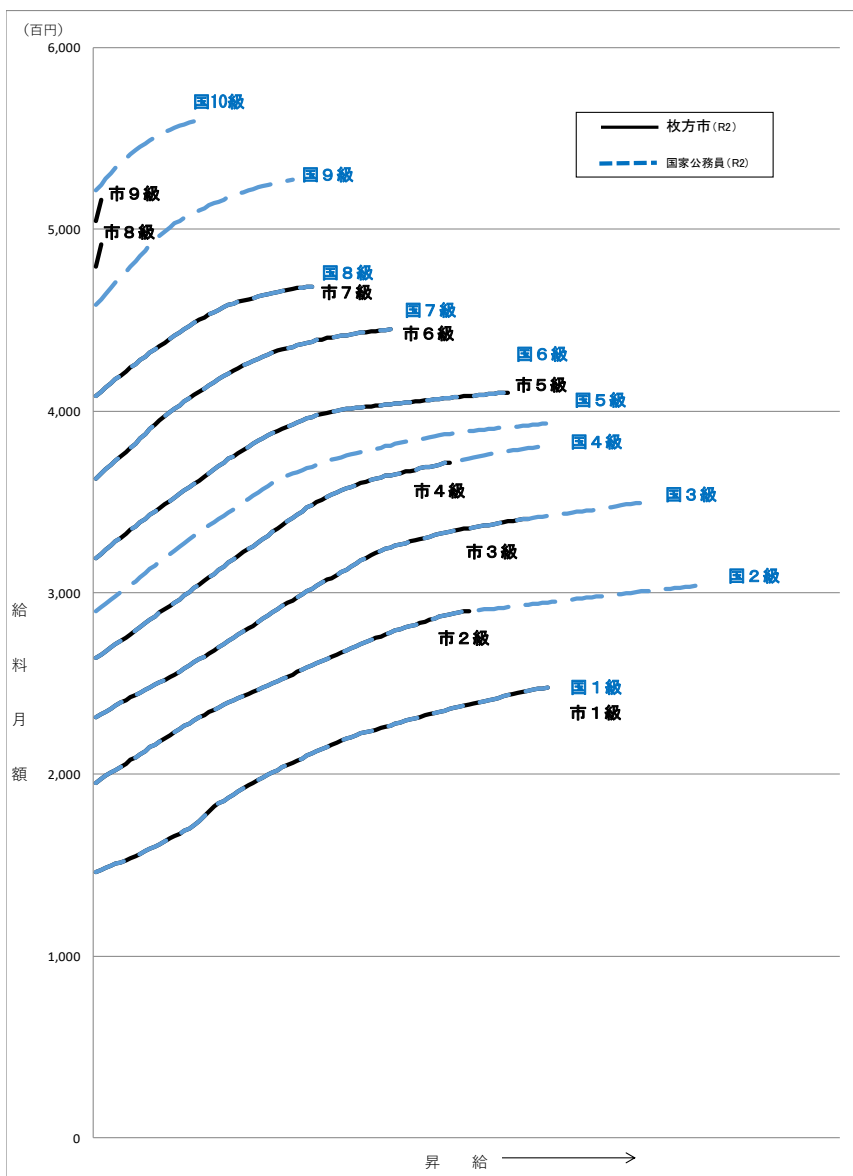
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	一般職員	102 人	8.9 %	146,100 円	247,600 円
2 級	一般職員	150 人	13.1 %	195,500 円	289,800 円
3 級	主任	285 人	24.9 %	231,500 円	340,700 円
4 級	係長	273 人	23.8 %	264,200 円	371,500 円
5 級	課長代理	189 人	16.5 %	319,200 円	410,200 円
6 級	課長	101 人	8.8 %	362,900 円	444,900 円
7 級	次長	31 人	2.7 %	408,100 円	468,600 円
8 級	部長	15 人	1.3 %	479,600 円	491,500 円
9 級	理事	- 人	- %	504,600 円	516,500 円

〔注1〕枚方市職員給与条例に規定される行政職給料表の級区分による職員数です。

〔注2〕標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和2年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(枚方市)

平成31年4月2日から令和2年4月1日までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ	人事評価を活用している				
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○	○		
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分			○	○
	標準の区分のみ(一律)	/		/	
ロ	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

4 職員の手当の状況(企業会計を除く全会計)

(1) 期末手当・勤勉手当

枚方市			大阪府			国		
1人当たり平均支給額(平成30年度) 1,521千円			1人当たり平均支給額(平成30年度) 1,747千円			—		
(令和元年度支給割合)			(令和元年度支給割合)			(令和元年度支給割合)		
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	勤勉手当	
6 月 期	1.30 月分 (0.725) 月分	0.925 月分 (0.45) 月分	1.30 月分 (0.725) 月分	0.95 月分 (0.45) 月分	1.30 月分 (0.725) 月分	0.925 月分 (0.45) 月分	0.925 月分 (0.45) 月分	
12 月 期	1.30 月分 (0.725) 月分	0.975 月分 (0.45) 月分	1.30 月分 (0.725) 月分	0.95 月分 (0.45) 月分	1.30 月分 (0.725) 月分	0.975 月分 (0.45) 月分	0.975 月分 (0.45) 月分	
計	2.60 月分 (1.45) 月分	1.90 月分 (0.90) 月分	2.60 月分 (1.45) 月分	1.90 月分 (0.90) 月分	2.60 月分 (1.45) 月分	1.90 月分 (0.90) 月分	1.90 月分 (0.90) 月分	
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 3~20% 管理職加算 加算なし			職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%			職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%		

〔注1〕 期末・勤勉手当とは、民間における賞与(ボーナス)にあたるもので、支給額算定基礎は、給料、扶養手当(期末手当のみ)、地域手当、役職段階別加算額を合算したものです。国・大阪府については、上記の支給基礎に特別調整額(管理職加算)を加えて支給されます。

〔注2〕 支給割合の()内数字は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(枚方市)

令和元年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ	人事評価を活用している				
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ(一律)	/		/	
ロ	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

(2) 退職手当(令和2年4月1日現在)

枚方市				国			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分		最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置	定年前勸奨退職者2~20%			その他の加算措置	定年前勸奨退職者2~45%		
調整額	平成18年4月1日以降の職務に応じ、最大60月分を加算			調整額	平成8年4月1日以降の職務に応じ、最大60月分を加算		
令和元年度1人当たり平均支給額	1,611 千円	20,464 千円					

〔注1〕 退職手当の算出基礎は、退職時の給料月額です。

〔注2〕 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

〔注3〕 調整額とは、在職期間中の職務・職責に応じた貢献度を退職手当に反映させるためのもので、国に準じ平成18年4月1日に制度化しました。

〔注4〕 平成18年3月31日から引き続き在職する職員については、国に準じ平成18年3月31日に退職したと仮定して計算した退職手当額と比較・調整する措置を講じています。

(3) 地域手当(令和2年4月1日現在)

支給実績(令和元年度決算)		931,923 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)		365,988 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全地域	10 %	2,575 人	10 %
地域手当補正後ラスパイレース指数		96.4	
(ラスパイレース指数)		96.4	

〔注〕地域手当補正後ラスパイレース指数とは、地域手当を加味した市域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレース指数です。
 (補正前のラスパイレース指数×((1+地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率))により算出。)
 ラスパイレース指数については、平成31年4月1日現在のものです。

(4) 特殊勤務手当(令和2年4月1日現在)

支給実績(令和元年度決算)		4,709 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)		41,088 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和2年度)		3.4 %		
手当の種類(手当数)		9 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和元年度決算)	左記職員に対する支給単価
市税等事務手当	課長代理以下	滞納処分事務のうち、①差押調書作成及び②公売処分事務	485 千円	1件あたり①160円 ②190円
感染症等対策業務手当	課長代理以下	感染症の患者若しくは疑いのある患者の救護業務	38 千円	日額290円
		感染症の病原体付着の危険性のある物件の処理業務など		
		狂犬病予防法に基づく予防注射または検診 狂犬病予防法に基づく捕獲または薬殺		日額450円
死体接触作業手当	課長代理以下	行旅死亡人の収容護送作業	—	1件当たり1,000円
社会福祉業務手当	課長代理以下	社会福祉法に基づく保護、措置等の対象者に対する訪問による調査指導業務	1,446 千円	日額300円
		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく診察の立会い及び訪問による相談・指導業務		
清掃等特殊業務手当	課長代理以下	道路上における死獣の処理作業	—	日額300円
夜間特殊業務手当	係長以下	正規の勤務時間で深夜(22時から5時)に勤務した場合	—	1回当たり410～1,100円
危険現場業務手当	課長代理以下	交通量の多い道路の車道上で交通を遮断しない状態で行う作業 高所(10m以上に限定)の足場の不安定箇所で行う作業	224 千円	日額220～650円
	全職員	重大な災害発生又はおそれがある箇所での避難誘導、復旧等の応急作業 深夜(22時から5時)に緊急呼出を受け出動し行う作業など		
教員特殊業務手当	幼稚園教諭(園長除く)、小学校及び中学校講師	非常災害時の緊急業務	1,998 千円	日額1,800～16,000円
		修学旅行等で宿泊を伴う業務 クラブ活動等における児童生徒の指導業務		
業務管理手当	係長以下	任命を受けて業務管理を行う職にある場合 例:安全運転管理者、電気主任技術者、防火管理者など	518 千円	月額2,000円

〔注〕特殊勤務手当については、平成17年7月1日(一部については平成18年4月1日)に廃止や支給額の引き下げなどの見直しを行いました。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和元年度決算)	723,783 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	364 千円
支給実績(平成30年度決算)	729,681 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	367 千円

[注] 職員1人当たりの平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和元年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含んでいます。

(6) その他の手当(令和2年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和元年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 5,000円加算 配偶者及び父母等について次長・参事は3,500円、部長以上は支給なし	同じ	—	206,054 千円	244,836 円
住居手当	借家世帯主に対し、支給限度額28,000円 家賃月額27,000円以下の場合 家賃-16,000円 家賃月額27,000円超の場合 (家賃-27,000円)×1/2+11,000円	同じ	—	135,319 千円	311,256 円
通勤手当	通勤距離2km以上を支給対象 【交通機関利用者】 6か月定期価額を基礎に額を算出し支給 月額55,000円が支給限度額 【交通用具利用者】 距離に応じて支給 月額2,000円～31,600円	同じ	—	237,578 千円	106,346 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して職責に応じて支給 理事 114,000円 部長 96,000円 参事 80,000円 次長 78,000円 室長 73,000円 副参事 70,000円 課長 69,000円 主幹 56,000円 課長代理 50,000円 副主幹 45,000円	異なる	俸給の特別調整額として官職に応じて支給 月額46,300円 ～139,300円	342,705 千円	720,084 円
初任給調整手当	医師に対し、採用の日以後の期間の区分に応じて支給 16年未満 308,600円 16年以上17年未満 305,300円 17年以上18年未満 302,000円 18年以上19年未満 298,700円 19年以上20年未満 295,400円 20年以上21年未満 292,100円 21年以上22年未満 278,300円 22年以上23年未満 264,300円 23年以上24年未満 250,800円 24年以上25年未満 236,900円 25年以上26年未満 223,200円 26年以上27年未満 205,600円 27年以上28年未満 188,500円 28年以上29年未満 171,200円 29年以上30年未満 153,600円 30年以上31年未満 135,600円 31年以上32年未満 117,300円 32年以上33年未満 99,400円 33年以上34年未満 73,400円 34年以上35年未満 49,100円	同じ	—	7,960 千円	2,653,200 円

夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時から午前5時)に勤務したときに勤務時間数に応じて支給 支給割合:25/100	同じ	—	—	—
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務したときに勤務時間数に応じて支給 支給割合:135/100	同じ	—	(時間外勤務手当に含まれます)	
宿日直手当	勤務1回につき2,800円を支給	異なる	勤務1回につき4,200円支給	—	—

5 特別職の報酬等の状況(令和2年4月1日現在)

区 分		給料月額等			
給料	市 長	1,023,000 円 (818,400) 円	(参考)類似団体における最高/最低額		
			1,180,000 円	722,400 円	
報 酬	副 市 長	890,000 円 (801,000) 円	974,000 円	709,200 円	
	議 長	766,000 円 (720,000) 円	827,000 円	584,000 円	
	副 議 長	727,000 円 (683,300) 円	748,000 円	504,000 円	
期 末 手 当	議 員	669,000 円 (628,800) 円	700,000 円	475,000 円	
	市 副 市 長	(令和元年度支給割合) 3.4月分			
退 職 手 当	議 副 議 長 員	(令和元年度支給割合) 4.3月分			
	備 考	算定方式	(1期の手当額)	(支給時期)	
	市 市 長	給料月額×在職月数×50/100	24,552,000	任期ごとに支給	
	副 市 長	給料月額×在職月数×30/100	12,816,000	任期ごとに支給	

- 市長の()内の数字は、特別措置による給料月額20%減額(令和元年9月23日から実施)後の額です。また、さらなる特別措置として、令和2年5月1日から令和3年3月31日まで、給料月額を30%減額(716,100円)しています。
- [注1] 副市長の()内の数字は、特別措置による給料月額10%減額(令和元年9月23日から実施)後の額です。また、さらなる特別措置として、令和2年5月1日から令和3年3月31日まで、給料月額を15%減額(756,500円)しています。
- [注2] 議長、副議長及び議員の()内の数字は、特別措置による報酬月額6%相当額減額(平成24年4月1日から実施)後の額です。また、さらなる特別措置として、令和2年5月1日から同年10月31日まで、報酬月額を10%減額(議長689,400円、副議長654,300円、議員602,100円)しています。
- [注3] 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込み額です。なお、市長の退職手当については、前任期に引き続き現任期についても不支給となっています。

6 公営企業職員の状況

(1) 上下水道事業

① 職員給与費の状況

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 30年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和元年度 水道事業会計	52億464万円	13億6,965万円	5億6,912万円	10.9%	11.2%
令和元年度 下水道事業会計	107億155万円	18億3555万円	5億9,789万円	5.6%	6.1%

[注1] 資本勘定支弁職員に係る職員給与費(水道事業会計246,510千円、下水道事業会計301,756千円)を含んでいません。

[注2] 職員給与費には、法定福利費(社会保険料の事業主負担分)、賞与等引当金繰入額(水道事業会計42,071千円、下水道事業会計13,987千円)、退職給付引当金繰入額(水道事業会計41,972千円、下水道事業会計9,985千円)及び退職給付費(水道事業会計469千円、下水道事業会計1,910千円)を含んでいます。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和元年度	189人	7億1,637万円	2億1,812万円	2億7,713万円	12億1,162万円	641万円	618万円

[注1] 給与費には、上下水道事業管理者、再任用職員及び一般職非常勤職員に支給する給料等は含んでいません。

[注2] 職員手当には退職手当を含んでいません。

[注3] 団体平均とは、全国市町村(政令指定都市を除く)の水道事業全体の平均値です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成31年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
枚方市上下水道局	42.9 歳	361,473 円	534,226 円
団 体 平 均	44.3 歳	340,929 円	514,169 円

[注1] 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合計額です。

[注2] 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

[注3] 団体平均とは、全国市町村(政令指定都市を除く)の水道事業全体の平均値です。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

枚 方 市 上 下 水 道 局		企 業 会 計 を 除 く 全 会 計	
1人当たり平均支給額(平成30年度) 1,513千円		1人当たり平均支給額(平成30年度) 1,521千円	
(令和元年度支給割合)		(令和元年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.90 月分	2.60 月分	1.90 月分
(1.45) 月分	(0.90) 月分	(1.45) 月分	(0.90) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 3~20%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 3~20%	

[注] ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(令和2年4月1日現在)

枚方市上下水道局			企業会計を除く全会計		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前勸奨退職者2~20%			その他の加算措置 定年前勸奨退職者2~20%		
調整額	平成18年4月1日以降の職務に応じ、最大60月分を加算		調整額	平成18年4月1日以降の職務に応じ、最大60月分を加算	
令和元年度1人当たり平均支給額	8,111 千円	22,251 千円	令和元年度1人当たり平均支給額	1,611 千円	20,464 千円

〔注1〕 退職手当の算出基礎は、退職時の給料月額です。

〔注2〕 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

〔注3〕 調整額とは、在職期間中の職務・職責に応じた貢献度を退職手当に反映させるためのもので、国に準じ平成18年4月1日に制度化されました。

〔注4〕 支給率ほか、制度の内容は、市長部局と同じです。

ウ 地域手当(令和2年4月1日現在)

支給実績(令和元年度決算)	86,545 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	390,135 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
全地域	10 %	224 人	10 %

エ 特殊勤務手当(令和2年4月1日現在)

支給実績(令和元年度決算)	744 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	25,871 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和2年度)	12.8 %			
手当の種類(手当数)	2 種類			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和元年度決算)	左記職員に対する支給単価
業務管理手当	係長以下	任命を受けて業務管理を行う職にある場合	711 千円	月額2,000円
危険現場業務手当	課長代理以下	交通量の多い道路の車道上で交通を遮断しない状態で行う作業	33 千円	日額220~650円
		高所(10m以上に限定)の足場の不安定箇所で行う作業		
	全職員	巡回監視、応急作業等(給水対策本部) 災害対策本部又は給水対策本部が設置された後、重大な災害が発生するおそれがある箇所での避難誘導、復旧等の応急作業 風水害等の発生時において、深夜(22時から5時)に緊急呼出を受け出動し行う作業など		

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和元年度決算)	55,860 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	299 千円
支給実績(平成30年度決算)	67,187 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	371 千円

〔注〕 職員1人当たりの平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和元年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含んでいます。

カ その他の手当(令和2年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和元年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和元年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 5,000円加算 配偶者及び父母等について次長・参事は3,500円、部長以上は支給なし	同じ	—	26,291 千円	245,905 円
住居手当	借家世帯主に対し、支給限度額28,000円 家賃月額27,000円以下の場合 家賃－16,000円 家賃月額27,000円超の場合 (家賃－27,000円)×1/2＋11,000円	同じ	—	11,802 千円	301,334 円
通勤手当	通勤距離2km以上を支給対象 【交通機関利用者】 6か月定期価額を基礎に額を算出し支給 月額55,000円が支給限度額 【交通用具利用者】 距離に応じて支給 月額2,000円～31,600円	同じ	—	25,054 千円	125,271 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して職責に応じて支給 理事 114,000円 部長 96,000円 参事 80,000円 次長 78,000円 室長 73,000円 副参事 70,000円 課長 69,000円 主幹 56,000円 課長代理 50,000円 副主幹 45,000円	同じ	—	30,163 千円	711,112 円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務したときに勤務時間数に応じて支給 支給割合:135/100	同じ	—	(時間外勤務手当に含みます)	

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 30年度の総費用に占める職員給与費比率
令和元年度	100億6,515万円	▲2,986万円	48億3,107万円	48.0%	41.4%

〔注1〕 職員給与費には賞与等引当金繰入額 300,285千円、退職給付引当金繰入額 100,186千円を含んでいます。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和元年度	462人	16億6,045万円	10億2,734万円	7億1,770万円	34億549万円	738万円	691万円

〔注1〕 給与費には、病院事業管理者(特別職)に支給する給料等は含んでいません。

〔注2〕 職員手当には退職手当を含んでいません。

〔注3〕 団体平均とは、全国市町村(政令指定都市を除く)の病院事業全体の平均値です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成31年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
市立ひらかた病院	40 歳	331,765 円	608,054 円
うち 医師	47.7 歳	504,585 円	1,348,999 円
うち 看護師	38 歳	291,713 円	477,539 円
うち 事務局員	42.1 歳	364,848 円	549,826 円
団体平均	—	—	—
うち 医師	45.0 歳	570,145 円	1,415,659 円
うち 看護師	39.5 歳	294,102 円	470,977 円
うち 事務局員	42.9 歳	322,930 円	497,596 円

〔注1〕基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合計額です。

〔注2〕平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

〔注3〕団体平均とは、全国市町村(政令指定都市を除く)の病院事業全体の平均値です。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

市立ひらかた病院		企業会計を除く全会計	
1人当たり平均支給額(平成30年度) 1,494千円		1人当たり平均支給額(平成30年度) 1,521千円	
(令和元年度支給割合)		(令和元年度支給割合)	
期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.90 月分 (0.90) 月分	期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.90 月分 (0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 3~20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 3~20%	

〔注〕()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(令和2年4月1日現在)

市立ひらかた病院			企業会計を除く全会計		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前勸奨退職者2~20%		その他の加算措置	定年前勸奨退職者2~20%	
調整額	平成18年4月1日以降の職務に応じ、最大60月分を加算		調整額	平成18年4月1日以降の職務に応じ、最大60月分を加算	
平成29年度1人当たり平均支給額	811 千円	13,662 千円	令和元年度1人当たり平均支給額	1,611 千円	20,464 千円

〔注1〕退職手当の算出基礎は、退職時の給料月額です。

〔注2〕退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

〔注3〕調整額とは、在職期間中の職務・職責に応じた貢献度を退職手当に反映させるためのもので、国に準じ平成18年4月1日に制度化されました。

〔注4〕支給率ほか、制度の内容は、市長部局と同じです。

ウ 地域手当(令和2年4月1日現在)

支給実績(令和元年度決算)		176,916 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)		382,934 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
全地域	10 %	462 人	10 %

エ 特殊勤務手当(令和2年4月1日現在)

支給実績(令和元年度決算)		467,858 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)		1,360,051	円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和2年度)		73.8	%	
手当の種類(手当数)		7 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和元年度決算)	左記職員に対する支給単価
診療用放射線装置操作手当	放射線技師・看護師等	被爆の危険性のある特定区域での業務	1,295 千円	日額230円
感染症等対策業務手当	医師・看護師・技師	感染症の診療・検査	572 千円	日額:医師380円、 看護師290円、 技師90円
診療手当	医師	診療業務	364,403 千円	診療局各科の当該月の収入額等に応じて算定
夜間特殊業務手当	看護師等	深夜における看護業務	101,045 千円	1回当たり2,000～ 9,800円
死体接触作業手当	医師以外の職員	死後処置及び補助	543 千円	1件当たり1,000円
危険現場業務手当	技術職員等	高所など危険な現場で行う業務等	—	日額220～650円
業務管理手当	主任技術者	任命を受けて業務管理を行う職にある場合	—	月額2,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和元年度決算)	104,116 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	223 千円
支給実績(平成30年度決算)	102,377 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	223 千円

[注] 職員1人当たりの平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績(元年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含んでいます。

カ その他の手当(令和2年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和元年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和元年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 5,000円加算 配偶者及び父母等について次長・参事は3,500円、部長以上は支給なし	同じ	—	34,283 千円	229,958 円
住居手当	借家世帯主に対し、支給限度額28,000円 家賃月額27,000円以下の場合 家賃-16,000円 家賃月額27,000円超の場合 (家賃-27,000円)×1/2+11,000円	同じ	—	31,872 千円	312,979 円
通勤手当	通勤距離2km以上を支給対象 【交通機関利用者】 6か月定期価額を基礎に額を算出し支給 月額55,000円が支給限度額 【交通用具利用者】 距離に応じて支給 月額2,000円～31,600円	同じ	—	43,826 千円	120,898 円

管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 に対して職責に応じて支給 理事 114,000円 部長 96,000円 参事 80,000円 次長 78,000円 室長 73,000円 副参事 70,000円 課長 69,000円 主幹 56,000円 課長代理 50,000円 副主幹 45,000円	同じ	—	74,428 千円	699,942 円
初任給調整手当	医師に対し、採用の日以後の期 間の区分に応じて支給 16年未満 67,250円 16年以上17年未満 66,550円 17年以上18年未満 65,850円 18年以上19年未満 65,150円 19年以上20年未満 64,440円 20年以上21年未満 63,740円 21年以上22年未満 60,500円 22年以上23年未満 57,320円 23年以上24年未満 54,080円 24年以上25年未満 50,920円	異なる	左記のとおり	45,444 千円	790,329 円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中 に勤務したときに勤務時間数に応 じて支給 支給割合:135/100	同じ	—	(時間外勤務手当に含みます)	

IV 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間等(令和2年4月1日現在)

勤務を要する日	毎週月～金曜日(休日を除く。)
始業時刻	午前9時00分
終業時刻	午後5時30分
休憩時間	午後0時00分から午後0時45分まで

[注]この表は本庁の一例です。職場により始業・終業時刻等が異なる場合があります。

(2) 主な休暇の取得状況(機関別:令和元年度)

区 分	年次有給休暇(日)		特別休暇(日)		病気休暇(日)		年間延 職員数 (人)
	総日数	1人あたり	総日数	1人あたり	総日数	1人あたり	
市長部局	21,655.8	13.6	13,693.9	8.6	4,481.6	2.8	19,120
市立ひらかた病院	3,922.3	8.9	2,334.8	5.3	394.0	0.9	5,313
上下水道局	2,574.1	13.6	1,371.6	7.3	423.6	2.2	2,268
市議会事務局	183.5	9.7	117.8	6.2	—	—	227
教育委員会	3,903.0	13.6	2,548.7	8.9	1,158.0	4.0	3,436
監査委員事務局	66.1	8.3	67.7	8.5	—	—	96
選挙管理委員会事務局	90.6	11.3	56.9	7.1	—	—	96
農業委員会事務局	130.8	11.9	73.4	6.7	—	—	132
計/平均	32,526.2	12.7	20,264.8	7.9	6,457.2	2.5	30,688

[注1] 休暇の種類は上記のほか、無給の介護休暇等があります。

[注2] 上表には、教職員を含んでいません。

(3) 主な特別休暇の種類等(令和2年4月1日現在)

種類	付与期間
ドナー休暇	必要と認められる日又は時間
ボランティア休暇	1年度に5日以内
結婚休暇	7日
妊娠休暇	1日に1時間以内
出産休暇	産前産後それぞれ8週間
育児休暇	1日に1時間以内
看護休暇	1年度に7日以内(看護が必要な者が2名以上の場合は10日)
親族死亡休暇	続柄に応じ付与(例)配偶者、実父母及び実子・・・7日など
夏季休暇	5日以内
長期在職休暇	在職10年・・・3日、在職20年・・・3日、52歳に達する日の属する年度・・・5日
短期介護休暇	5日(要介護者が2名以上は10日)

[注] 特別休暇とは、職員が特別の事由により勤務しないことが相当である場合として認められる休暇をいいます。

(4) 時間外勤務の状況(機関別・令和元年度)

(単位:時間・人)

区分	時間外勤務時間数	延職員数	1人あたり月時間数
市長部局	191,978	15,274	12.57
市立ひらかた病院	40,803	4,026	10.13
上下水道局	23,107	1,776	13.01
市議会事務局	1,703	155	10.99
教育委員会	30,388	2,402	12.65
監査委員事務局	382	60	6.37
選挙管理委員会事務局	2,506	48	52.21
農業委員会事務局	1,464	84	17.43
計	292,331	23,825	12.27

[注] 時間数には、土曜・日曜・休日などにおける勤務を含んでいます。

V 職員の分限及び懲戒処分等の状況

(1) 分限処分者数(令和元年度)

分限処分とは、公務能率を維持し、適正な運営を確保することを目的として、本人の意に反してその身分に不利益な変動をもたらす処分です。分限処分には、降任、免職、休職、降給の4種類があります。

(単位:人)

降任	免職	休職	降給	計
-	-	35	-	35

[注] 各任命権者分を含みます。

(2) 懲戒処分等者数(令和元年度)

懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない行為等があった場合に、公務員全体の秩序を維持するために、職員の義務違反に対する道義的責任を追究して行う処分です。懲戒処分には、戒告、減給、停職、免職の4種類があります。また、懲戒処分とは別に、本市独自の対応として、職員の行為への指導的対応として訓告等があります。

(単位:人)

処分日	区分	人数	事案の概要
令和元年8月2日	停職	1	交通死亡事故
令和元年11月29日	減給	2	不適正な通勤手当受給
令和元年11月29日	戒告	1	勤務時間中の度重なる喫煙
令和2年2月19日	停職	1	盗撮行為によるもの
令和2年3月13日	減給	7	不適正な通勤手当受給

[注] 各任命権者分を含みます。

VI 職員のサービスの状況

職員の営利企業等従事許可の状況(令和元年度)

地方公務員法第38条(営利企業等の従事制限)において、職員は、任命権者の許可を受けなければ、次表で記載している営利企業等への従事をしてはならないと定められています。令和元年度の状況は、次のとおりです。

(単位:件)

営利企業等の従事の内容	許可件数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他市規則で定める地位を兼ねる場合	3
自ら営利企業を営む場合	5
報酬を得て事業若しくは事務に従事する場合	94
計	102

[注] 各任命権者分を含みます。

VII 職員の退職管理の状況

職員の退職管理の状況(令和2年度公表分)

氏名	離職時の職	離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先における地位
木挽 孝規	会計管理者	令和2年3月31日	令和2年4月1日	株式会社エフエムひらかた	放送局次長
坂根 貞樹	市立ひらかた病院 副院長 兼 薬剤部長 兼 診療局 内科 主任部長	令和2年3月31日	令和2年4月1日	学校法人常翔学園 摂南大学	特任教授
阪本 徹	福祉部 副参事 (福祉事務所連携調整担当)	令和2年3月31日	令和2年4月1日	枚方市社会福祉協議会	事務局長
福岡 一博	市議会事務局長	令和2年3月31日	令和2年4月1日	公益財団法人 枚方市文化国際財団	事務局長
前田 彰陳	上下水道経営部 上水道管理課長	令和2年3月31日	令和2年4月21日	宇陀環境開発株式会社	営業本部長
門田 豊	健康部 国民健康保険室 課長代理	令和2年3月31日	令和2年4月1日	公益財団法人 枚方市文化国際財団	事務局長代理
山口 俊也	社会教育部 次長	平成30年3月31日	令和2年3月22日	Cafe 104	代表者 (事業主)

VIII 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

都市経営を支える職員の育成に向けて、平成25年1月に策定した枚方市の人材育成基本方針「職員の成長を支えるための基本方針 ～『自立』から『自律』へ～」に則り、採用から退職までのそれぞれのステージにおいて必要な知識、判断力、政策形成能力などを高めるための研修を実施し、職員の意識改革・能力開発に取り組んでいます。

(1) 研修の実施状況(令和元年度)

研修名		対象者	日数	受講者数
職場研修	職場研修主担者研修	職場研修主担者	2	115
管理・監督・一般職員研修(階層別研修)	新入職員研修(4月)	平成31年4月入職の職員	5	78
	新入職員研修(6月)	平成31年4月入職の職員	1	76
	新入職員フォローアップ研修	平成31年4月入職の職員	1	74
	新入職員研修(市民インタビュー)	平成31年4月入職の職員	—	75
	地方公務員法研修	平成31年4月入職の職員	1	69
	地方自治法・憲法研修	平成30年度入職(入職2年目)の職員	1	47
	大阪人権博物館(リバティおおさか)体験研修	平成28年度入職(入職4年目)の職員	3	85
	問題発見・解決力向上研修	平成26・27年度入職(入職5・6年目)の職員	4	142
	キャリアデザイン研修	入職10年目または主任2年目の職員(いずれかの早い時点で受講)	2	122
	新任主任基本研修	新任主任	1	41
	新任係長基本研修	新任係長	1	31
	新任課長代理基本研修	新任課長代理	1	20
	新任課長基本研修	新任課長(級)	1	18
	新任主任研修(行政経営)	新任主任	2	42
	新任係長研修(政策形成)	新任係長	2	52
	新任課長代理研修(コミュニケーション・労務管理)	新任課長代理	1	25
	新任課長(級)研修(リスクマネジメント)	新任課長(級)	1	24
	メンター(指導育成者)研修	新入職員のメンター(指導育成者)	2	65
	人材育成(評価者)研修	新任課長代理	1	22
	人材育成(評価者)研修	課長(級)職員、課長代理(新任課長代理は除く)	7	480
	女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画にかかる管理職研修(イクボス養成講座)	課長(級)職員	2	107
	理事・部長研修	理事・部長(級)職員	1	32
	実年(ベテラン)職員研修	令和元年度に59歳となる職員	1	40
新入任期付職員研修	平成30年度当該研修実施後に新規採用された任期付職員、一般職非常勤職員及び希望する特別職非常勤職員(未受講者に限る)	2	63	

研修名			対象者	日数	受講者数	
能力開発 (階層発別・専門研修)	公募型スキル アップ研修	前期	機転力向上研修	希望する職員	1	15
			業務効率UP研修	希望する職員	1	12
		後期	文書力向上研修	希望する職員	1	14
			伝える力強化研修	希望する職員	1	13
		手話研修(1回目)	(公募による)	1	22	
		手話研修(2～4回目)	希望する職員	3	10	
		人材マネジメント部会派遣研修	(公募による)	-	3	
		専門研修「職員力を高めよう!その⑮」(研修参加者報告会)	希望する職員	1	60	
派遣研修		コアパーソン育成派遣研修	(公募による)	-	17	
		先進都市視察等派遣研修	(公募による)	-	4	
		派遣研修(人事課予算分)	(公募による)	-	36	
		長期派遣研修(国・大阪府)	-	-	8	
		河北研修協議会主催研修	令和元年度入職の職員、希望する職員	-	78	
		マッセOSAKA派遣研修	希望する職員	-	104	
		その他派遣	希望する職員	-	77	
公務員基礎研修		人権研修	次長・課長(級)職員	3	165	
		人権研修	新任課長代理	1	20	
		人権研修	新任係長、新任主任	2	81	
		ハラスメント防止研修 (コンプライアンス推進課と)	次長・課長(級)職員	2	166	
		公務員倫理研修 (コンプライアンス推進課と)	職場研修担当者	2	121	
		メンタルヘルス(ラインケア) 研修(職員課と共催)	課長及び施設の長	3	161	
		メンタルヘルス(セルフケア) 研修(職員課と共催)	希望する職員	1	20	
		男女共同参画推進研修 (人権政策室と共催)	男女共同参画推進本部委員及び同本部幹事、各所属長、男女共同参画推進担当者	1	190	

[注]各任命権者分を含みます。

②自主研修

研修名	受講者
自主研究グループ活動支援	5グループ
大学院修学奨励制度	1人
通信研修	10人
資格取得	13人
公開講座受講	31人

[注]各任命権者分を含みます。

③職場研修

件数
438件

[注]各任命権者分を含みます。

IX 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生事業の状況

地方公務員法で義務付けられている職員の福利厚生については、大阪府市町村職員互助会(府内42市町村などで構成)と枚方市職員共済会で実施してきました。

大阪府市町村職員互助会が平成20年度末に解散したことに伴い、枚方市職員共済会では、職員の福利厚生にかかる事業内容等について見直しを行いました。また、平成24年度において任期付短時間勤務職員等に係る事業主負担金の見直しを行いました。

市費負担教職員(指導主事等)、小中学校任期付教職員及び幼稚園教諭等の福利厚生については、大阪府教職員互助組合で行っています。

(2) 福利厚生事業の会費及び事業主負担金の状況

(単位:千円)

区分	令和元年度			令和2年度
	会費	事業主負担金	負担比率	負担比率
	(A)	(B)	(A):(B)	(A):(B)
枚方市職員共済会	45,515	24,643	1:0.54	1:0.56
大阪府教職員互助組合	*8,574	841	1:0.14	1:0.14

*負担比率の対象とならない生涯福祉掛金1,500円(各一人あたり月額)を含んでいます。

(3) 公務災害・通勤災害の認定請求件数(機関別・令和元年度)

(単位:件)

区分	公務上	通勤途上
市長部局	18	4
市立ひらかた病院	7	1
上下水道局	3	2
市議会事務局	-	-
教育委員会	8	7
監査委員事務局	-	-
選挙管理委員会事務局	-	-
農業委員会事務局	-	-
計	36	14

X 公平委員会の報告事項

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況(令和元年度)

0件

※職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、市の当局により適当な措置がとられるべきことを要求することができます。

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況(令和元年度)

0件

※職員は、懲戒その他意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申し立てをすることができます。

(3) 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項(令和元年度)

0件

※職員は、勤務条件その他の人事管理に関する苦情を、公平委員会に申出及び相談をすることができます。